

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第24号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 (2)～(6) [略] 2 [略]	第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 (2)～(6) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。